

宮城県産業技術総合センターにおける研究活動の不正行為等防止に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮城県産業技術総合センター（以下「センター」という。）における研究費の不正使用及び特定不正行為（以下「不正行為等」という。）が生じた場合の措置に関して、研究活動の不正行為等防止に関する基本方針に基づき必要な事項を定めることにより、適正な研究活動の確保を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「研究費の不正使用」とは、センターの業務において、故意又は重大な過失により、競争的資金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反して使用することをいう。

2 この要綱において「特定不正行為」とは、センターの研究活動（研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ及び報告の全過程）において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによりなされる次の各号に掲げる行為をいう。

(1) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 他の研究に携わる者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究に携わる者の了解又は適切な表示なく流用すること。

3 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) センター職員 センターに勤務している者

(2) 研究員 センター職員のうち、研究活動に従事する者

(3) 研究機関 競争的資金等、国立大学法人、国の各省庁又は各省庁が所管する独立行政法人などに対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の国の予算の配分又は措置により、所属する研究者が研究活動を行っている全ての機関

(4) 配分機関 国の各省庁又は各省庁が所管する独立行政法人など、公募型の研究資金を配分する機関

(5) 研究費 研究活動に要する経費

(6) 競争的資金 前号の研究費のうち、配分機関から配分された研究費

(7) コンプライアンス教育 研究費の不正使用を未然に防止するために、センター職員に対して、自身を取り扱う競争的資金等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるかなどを理解させるために実施する教育。

(8) 研究倫理教育 特定不正行為を未然に防止し、公正な研究活動を推進するために、センター職員に対して、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育。

(センターの管理責任体制)

第3条 センターにおける研究活動の適正化を図るため、センター内に次の各号に定める最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者及び不正行為等防

止計画推進部署を設ける。

- (1) 最高管理責任者は、センター全体を統括し不正行為等の防止について最終責任を負うものとし、所長をもって充てる。
 - (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、不正行為等の防止についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務担当の副所長をもって充てる。
 - (3) コンプライアンス推進責任者は、競争的資金の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。また、コンプライアンス教育責任者の補佐役として事務局次長をもって充てる。
 - (4) 研究倫理教育責任者は、研究員に対して定期的に研究倫理教育を実施するものとし、技術担当の副所長をもって充てる。ただし、技術担当の副所長の役職がないときは、研究連携推進監をもって充てる。さらに、研究連携推進監の役職がないときは、所長が別に研究倫理教育責任者を指名する。
 - (5) 不正行為等防止計画推進部署は、不正行為等防止計画を推進するものとし、事務局及び企画・事業推進部をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持って不正行為等防止対策が行えるよう、適切に指導する。
 - 3 統括管理責任者は、不正行為等防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、不正行為等防止計画を策定の上これを実施し、その実施状況を確認の上最高管理責任者に報告する。
 - 4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次号に定める活動を行う。
 - (1) 不正防止対策の実施状況の確認と統括管理責任者への報告
 - (2) 競争的資金の運営・管理に関わる全てのセンター職員に対するコンプライアンス教育とその受講状況及び理解度の把握
 - (3) センター職員が、適切に競争的資金の管理・執行を行っているかのモニタリングと、必要に応じた改善指導
 - (4) 定期的な啓発活動
 - 5 研究倫理教育責任者は、研究員に対し研究倫理教育を実施するとともに、その受講状況を管理監督する。

(競争的資金の事務処理手続き)

第4条 競争的資金の事務処理手続きについては、宮城県が定めるすべての条例、規則、及び要綱に従うほか、配分機関が定める規程等を遵守する。

- 2 競争的資金等の使用に関するルール等について、センター内外からの相談を受付ける窓口は、企画・事業推進部をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、公的研究の執行に当たり取引がある業者に対して、センターが関係する入札の執行、契約の履行等に関与する者から、不正に関与しないこと等を明記した誓約書(様式第1号)を徴収することとする。
- 4 宮城県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱等に基づき、競争入札の参加資格申請において、当該資格を有する者は、前項の誓約書(様式第1号)に相当するもの

の提出があったものとみなす。

- 5 不正な取引を行った業者への対応は、前項の要綱等宮城県で定める諸規則に従う。

(センター職員の責務)

第5条 センター職員は、不正行為等を行ってはならない。

- 2 センター職員は、コンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス教育を受けなければならない。
- 3 研究員は、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育を受けなければならない。
- 4 センター職員は、第10条及び第12条で規定する調査への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。
- 5 統括管理責任者は、第5条第2項及び第3項に規定するコンプライアンス教育等を実施したときは、受講したセンター職員から教育内容を理解したこと等を明記した誓約書(様式第2号)を提出させ、保管するものとする。

(告発の窓口)

第6条 不正行為等に関する告発及び告発の意思を明示しない相談の窓口(以下「受付窓口」という。)は、企画・事業推進部をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、受付窓口の名称、場所、連絡先及び受け付け方法についてウェブサイト等によりセンター内外に周知する。

(告発の取扱い)

第7条 不正行為等に関する告発を行う者(以下「告発者」という。)は、受付窓口に対し、書面、電話、ファクシミリ、電子メール又は面談により告発する。

- 2 受付窓口は、告発を受けたときは、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。
- 3 最高管理責任者は、不正行為等に関する告発のうち、告発者の氏名、告発者の連絡先、不正行為等を行ったとするセンター職員の氏名又は研究グループ等の名称(以下「被告発者」という。)、不正行為等の態様等、事案の内容が明示されたもののみを受け付ける。ただし、不正行為等とする理由に明らかに合理性がないと判断される場合は、告発を受け付けることができるものとする。
- 4 最高管理責任者は、前項にかかわらず、匿名による告発があった場合は、告発の内容に応じ告発者の氏名が明らかな場合に準じた取扱いをすることができる。
- 5 最高管理責任者は、告発者(匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は頭名による告発者として取扱う。)に、告発を受け付けたか否かを通知する。
- 6 最高管理責任者は、告発の意思を明示しない相談(以下「相談」という。)について、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認、精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認する。
- 7 最高管理責任者は、不正行為等が行われようとしている、又は不正行為等を求められているという告発又は相談については、その内容を確認し、及び精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行う。
- 8 最高管理責任者は、センターが被告発者の所属する研究機関でないときは、被告発者の所属す

る研究機関に事案を回付することができる。

- 9 最高管理責任者は、センター以外に調査を行う必要がある研究機関又は配分機関が想定される場合は、該当する研究機関又は配分機関に告発を受けたことを通知する。

(告発者・被告発者の取扱い)

第8条 最高管理責任者は、受付窓口の担当センター職員以外が、告発に関する書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談の会話などを見聞できないようにするなど、告発内容及び告発者の秘密を守るための措置を講ずる。

- 2 最高管理責任者は、受付窓口へ寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう措置を講ずる。
- 3 最高管理責任者は、調査事案が漏えいした場合、当該漏えいについて「職員による不祥事発生時における報道発表指針（平成20年4月1日施行）」に基づき、懲戒処分前に説明責任を果たすべきと認める場合には、速やかにこれを公表する。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発の認定があった場合に第15条第1項第2号の規定による公表があり得ることについて、ウェブサイト等によりセンター内外に周知する。
- 5 所長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- 6 所長は、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止する等の不利益な取扱いをしてはならない。

(告発の受付によらないものの取扱い)

第9条 最高管理責任者は、相談について、告発の意思表示がなされない場合、センターの判断で受付窓口へ告発があった場合に準じた取扱いとすることができる。

- 2 最高管理責任者は、センター職員による不正行為等で、学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いを指摘された場合は、受付窓口へ告発があった場合に準じた取扱いとすることができる。
- 3 最高管理責任者は、センター職員による不正行為等の疑いがインターネット上に掲載されている（被告発者の名称と不正行為の態様等の事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことをセンターが確認した場合、当該研究機関へ告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 センター職員は、学会等の科学コミュニティ、報道、インターネット等でセンター職員による不正行為等の疑いを指摘されている事案を発見した場合は、速やかに受付窓口へ報告しなければならない。

(予備調査)

第10条 最高管理責任者は、告発を受付けた場合又は第7条第4項、第9条第1項、第2項若しくは第3項の規定により告発に準じた取扱いをする場合は、速やかに統括管理責任者を長とする予備調査委員会を組織し予備調査を実施させる。

- 2 最高管理責任者は、予備調査委員会の組織にあたっては、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しないセンター職員、及び宮城県経済商工観光部新産業振興課職員の中から、予備調査委員会を構成する者（以下「予備調査委員」という。）を選出する。
- 3 予備調査委員会は、告発された不正行為等が行われた可能性、告発内容の合理性、調査の可能性について予備調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、前項の予備調査の結果を受けて、告発がなされた事案が本格的な調査（以下「本調査」という。）をすべきものと判断した場合、本調査を行う。なお、本調査の実施の要否については、告発を受け付けた日から30日以内に決定する。
- 5 最高管理責任者は、告発の事案に関連する配分機関に対し、告発から予備調査までの経緯と本調査の実施の有無について報告する。
- 6 最高管理責任者は、本調査を実施しないと決定した場合は、その理由とともに告発者へ通知するものとする。この場合センターは、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関及び告発者の求めに応じて開示する。

（本調査の通知及び報告）

- 第11条 最高管理責任者は、本調査の実施の決定から30日以内に調査委員会を組織し、本調査を開始する。
- 2 最高管理責任者は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者の中から、調査委員会を構成する者（以下「調査委員」という。）を選出する。ただし、調査委員は、その半数以上を外部有識者とする。
 - 3 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知する。
 - 4 告発者及び被告発者は、調査委員会の構成に疑義があるときは、前項の通知から7日以内に異議申立てをすることができる。
 - 5 最高管理責任者は、前項の異議申立ての内容が妥当であると判断したときは、該当する調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

（本調査の実施）

- 第12条 調査委員会は、不正行為の有無、不正行為の内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、その他、不正行為の内容に応じて必要な事項について調査する。
- 2 第10条第4項で本調査の実施を決定した場合は、最高管理責任者は告発者及び被告発者に本調査を行う事を通知し、調査の協力を求める。この場合において、最高管理責任者は、被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
 - 3 最高管理責任者は、告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう秘密保持を徹底する。
 - 4 調査委員会は、告発された事案に係るセンターの所管するあらゆるものについて調査することができる。
 - 5 調査委員会は、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動を調査することができる。

- 6 調査委員会は、調査の実施に当たり、被告発者に対して弁明の機会を与えるものとし、被告発者は、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において合理的根拠を示して説明しなければならない。
- 7 被告発者は、調査委員会が告発された特定不正行為が行われた可能性を調査するために再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思で再実験などにより再現性を示すことを申出て調査委員会がその必要性を認める場合において、所長が合理的に必要と判断した範囲で再実験などを行う。その際、再実験などは、全て調査委員会の指導、監督の下に行うものとする。
- 8 告発された事案に係るセンター職員は、調査委員会の調査に対して誠実に協力する。
- 9 調査委員会は、本調査に当たって、告発された事案に係る証拠書類等を保全する措置をとる。
- 10 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 11 調査委員会は、調査の過程で知り得た機密とすべき情報について、最高管理責任者の許可無くして調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないように十分配慮する。

(認定)

- 第13条 調査委員会は、本調査の開始後、概ね150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為等が行われたか否かを認定する。
- 2 調査委員会は、不正行為等と認定するにあたって、内容、関与した者とその関与の度合い、その他、不正行為等の内容に応じて必要な事項を認定する。
 - 3 調査委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為等と認定することはできない。
 - 4 調査委員会は、不正行為等に関する明白な証拠が提出された場合は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為等であるとの疑いが覆されないときは、不正行為等と認定する。また、被告発者が、別に定める研究データ（以下「研究データ」という。）の不足により、不正行為等であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、研究データを十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合、又は研究データの不存在などが、別に定める保存期間を超えることによるものである場合は、この限りではない。
 - 5 調査委員会は、不正行為等が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、その旨の認定を行うものとする。
 - 6 調査委員会は、前項の規定により悪意に基づく告発の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与える。
 - 7 調査委員会は、第1項から第5項までの認定が終了したときは、速やかに最高管理責任者に報告する。
 - 8 最高管理責任者は、第7項の報告による調査結果を告発者、被告発者及び第2項で不正行為等に関与したと認定された者に通知するほか、配分機関に報告するとともに、悪意に基づく告発との認定があった場合は、告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第14条 前条の規定により不正行為等を行ったと認定された被告発者、不正行為に関与したと認定された者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発をしたものと認定された者を含む。）は、前条第8項の通知を受けた日から14日以内に最高管理責任者に対して不服申立てを行うことができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 最高管理責任者は、前項に基づく不服申立てがあったときは、告発者、不正行為に関与したと認定された者及び被告発者に通知するほか、配分機関に報告する。この通知及び報告は、第5項の再調査開始の決定、第6項の審査の打ち切り及び第8項の再調査の結果についても同様とする。
- 3 最高管理責任者は、第1項の不服申立てがあった場合は、調査委員会に当該不服申立てについて審査させる。
- 4 最高管理責任者は、第1項の不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者（以下「調査委員会に代わる者」という。）に審査をさせるものとする。ただし、最高管理責任者が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 調査委員会又は調査委員会に代わる者は、第1項の不服申立てについて、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、最高管理責任者に報告する。
- 6 調査委員会又は調査委員会に代わる者は、第5項で再調査を行うと決定した場合において、第1項の不服申立てを行った者に対して、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めるものとし、その協力が得られない場合には、再調査を行わず審査を打ち切り、直ちに最高管理責任者に報告する。
- 7 第1項の不服申立てが本調査及び審査の引延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会が判断するときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受付けないことができる。
- 8 調査委員会又は調査委員会に代わる者は、再調査を開始した場合は、50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。

（認定後の措置）

第15条 不正行為等が行われたとの認定があった場合又は悪意に基づく告発の認定があった場合、不服申立て期間を経過した後、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 所長は、被告発者及び不正行為等に関与したと認定された者に対し、直ちに当該研究活動の停止（研究費の使用中止を含む。）を命ずる（不正行為等が行われたとの認定があった場合に限る。）。
- (2) 調査結果の公表については、県の「職員による不祥事発生時における報道発表指針（平成20年4月1日施行）」に従う。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

令和 年 月 日

誓 約 書

宮城県産業技術総合センター所長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

宮城県産業技術総合センターに係る入札の執行，契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し，以下の事項について誓約します。

- 1 宮城県の規則等を遵守し，不正に関与しないこと。
- 2 宮城県の内部監査，その他調査等において，取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- 3 不正が認められた場合は，取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 4 宮城県産業技術総合センター職員から不正な行為の依頼等があった場合には，速やかに通報すること。

令和 年 月 日

誓約書

宮城県産業技術総合センター所長 殿

所属

氏名（自署）

印

私は、宮城県産業技術総合センター職員として、以下の事項について誓約します。

- 1 不正行為等を防止するために行われた教育の内容を理解したこと。
- 2 宮城県及び宮城県産業技術総合センターが定める諸規則並びに配分機関の定める規程を遵守すること。
- 3 研究活動等における不正行為等を行わないこと。
- 4 宮城県及び宮城県産業技術総合センターが定める諸規則に違反し、不正行為及び不適切行為を行った場合は、宮城県が定める諸規則及び配分機関の規程に従う処分及び法的な責任を負うこと。